

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 正和会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市上田一丁目6番4号
- (3) 設立認可年月日 平成 元年 6月 6日
- (4) 設立登記年月日 平成 元年 6月 8日
- (5) 名称変更年月日 平成22年 4月16日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	志和眼科	岩手県盛岡市上田一丁目7番1号	一般病床 14床
診療所	みたけ眼科	岩手県盛岡市青山四丁目45番19号	

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4年 7月 7日 役員変更 理事長 辞任 志和 克紀

〃 〃 〃 理事長 就任 木村 桂

令和 4年 8月30日 役員変更 監事 辞任 櫻田 利明

〃 〃 〃 監事 就任 美濃部 康信

医療法人番号		56
--------	--	----

法人名 医療法人 正和会
 所在地 盛岡市上田一丁目6番4号

財 産 目 録
 (令和5年4月30日現在)

1. 資 産 額 128,935 千円
 2. 負 債 額 153,193 千円
 3. 純 資 産 額 △ 24,257 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	68,517
B 固 定 資 産	60,418
C 資 産 合 計 (A+B)	128,935
D 負 債 合 計	153,193
E 純 資 産 (C-D)	▲ 24,257

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

診療所 志和眼科

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

診療所 みたけ眼科

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

医療法人番号

56

法人名 医療法人 正和会

所在地 盛岡市上田一丁目6番4号

貸借対照表
(令和5年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	68,517	I 流動負債	14,247
II 固定資産	60,418	II 固定負債	138,945
1 有形固定資産	59,526		
2 無形固定資産	790	負債合計	153,193
3 その他の資産	100		
		純資産の部	
		科目	金額
		I 資本金	20,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	▲ 44,257
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	▲ 24,257
資産合計	128,935	負債・純資産合計	128,935

法人名 医療法人 正和会
所在地 盛岡市上田一丁目6番4号

損益計算書

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	230,441
2 事業費用	215,255
本来業務事業利益	15,186
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	15,186
II 事業外収益	843
III 事業外費用	2,230
経常利益	13,799
IV 特別利益	0
V 特別損失	55,000
税引前当期純損失	41,200
法人税等	185
当期純損失	41,385

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人 正和会

理事長 木村 桂 殿

私は、医療法人 正和会の令和4会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 6月 26日

医療法人 正和会

監事 美濃部 康信

- (注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
- (注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。